総務文教常任委員会会議録 (令和6年3月13日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会総務文教常任委員会会議録

本日の会議 令和6年3月13日(水)

招 集 場 所 議員協議会室

出席委員

 委員長
 石川秀夫
 副委員長
 池田栄次

 委員
 金繁典子
 委員
 佐々木史仁

 委員
 中野光博
 委員
 那須芳人

欠席委員

委 員 吉村直城

出席委員外議員

なし

傍聴委員外議員

議員嘉喜山茂議員少林法子

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

局長補佐 藤本吉信

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1)請願審査
- □請願第1号

請願:愛媛県に対し「南海トラフ巨大地震と伊方原発事故の複合災害への防災計画 を策定する」よう求める意見書を提出してください

□請願第2号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願

(2) その他

開会11時00分閉会11時35分

- ○池田副委員長 皆さん、こんにちは。忙しいとこ参集いただきましてありがとうございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。委員長、進行のほうよろしくお願いします。
- 〇石川委員長 皆さん、本日は、出席委員は6名、吉村委員は欠席ということで、欠席1名。定足数に達しておりますので、これより請願第1号、請願:愛媛県に対し「南海トラフ巨大地震と伊方原発事故の複合災害への防災計画を策定する」よう求める意見書を提出してくださいについての審査を始めます。着座にて失礼します。

それでは、紹介議員から趣旨説明をお願いしたいと思います。

○金繁委員 はい、ありがとうございます。南海トラフ、これは請願:愛媛県に対し「南海トラフ 巨大地震と伊方原発事故の複合災害への防災計画を策定する」よう求める意見書を提出してく ださいという請願です。

請願者は、原発さよなら四国ネットワーク、松山市の団体です。

で、先の能登半島地震を受けて、原子力規制委員会のほうも、複合災害の場合の屋内退避に ついて原子力災害対策指針を見直す方針を決めたということです。で、愛媛県のほうも、原発、 原子力防災対策広域避難計画というのを既に作っています。で、その中で、伊方原発から5キ ロ圏内の地域と、それから2つ目には5キロ以上30キロ以内の地域、そして3つ目に、ここ に愛南町が入っているんですけど、30キロ以上の地域と、3つに分けていまして、で、それ ぞれの原子力、原発事故があった場合どういう避難をするべきかということを定められていま す。で、この原子力防災対策広域避難計画はあり、愛南町は、3つ目の30キロ以遠、30キ ロより遠い地域として、その原発に近い30キロ圏内の人たちを受け入れる町として存在して います。で、愛南町もその県の避難計画を受けて、愛南町の計画を作っています。で、この請 願は、この原発に関する避難計画は、これはこれであるんですけれども、趣旨の最後のほうに 書いてありますけれども、独立の、従来独立した原発事故の避難計画とか津波の事故が起きた 場合の避難計画という、バラバラではなくて、複合災害、両方が、いろんなね、津波、原発事 故が同時に起きた場合の計画がないので、それを作ってください、作るように県に愛南町議会 として意見書を提出してくださいという内容です。で、その愛南町の原子力災害発生時などに おける避難者受入計画というのがありますが、これ、うちの問題として既にあるんですが、存 在しているのは、愛南町でこの避難をしてくる人たちの受入予定数が4,263人ということ になっています。で、受入先なんですけれども、53か所、町内で指定されています。で、こ こにまさに津波災害が起きるとして、町内の住民も避難できなくなる、例えば家串公民館、魚 神山、網代など内海地域の方々の避難場所、これ津波が起きた場合は一本松の小学校と交流セ ンターに行ってくださいということで、昨年の12月に愛南町津波避難計画できましたけれど も、そういう、内海の人たちも行けないような津波浸水区域が53か所中32か所入っている んですね。ですので、津波が起きた場合、愛南町の住民自体も、内海の人は一本松に行かない といけない、西海の人たちも避難所が十分にないという状況なんですけれども、複合災害が起 きた場合に、原発事故の避難してくる人たち4,263人を原則受け入れないといけないとい う状況で、非常に混乱して安全を期することができないというのが現状です。で、そこでこの 請願を提出されています。

意見書の内容として、ここの文、読み上げさせていただきます。南海トラフ巨大地震と伊方原発の複合災害への都道府県地域防災計画を策定することを求める。来る、来るというか南海トラフ巨大地震は、政府の地震調査委員会によると、今後30年間の発生確率が70%から80%、それ以降の期間にはさらに確率が高くなっていくもので、近い将来にほぼ間違いなく起こるとされているものです。今般の能登半島地震の甚大な被害発生を受け、特にこの南海トラフ巨大地震時に伊方原発事故が起こるという複合災害に備える必要が改めて認識されました。愛媛県の地域防災計画、震災対策編あるいは原子力防災編のどちらかに、早急に複合災害時の

対応策を策定するよう願いますということです。

以上、審査よろしくお願いいたします。

○石川委員長 説明が終わりました。それでは、委員から何か確認したいことがありましたら、これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

中野委員、何かありませんか。

中野委員。

- ○中野委員 これ、原発さよなら四国ネットワークというのは、伊方原発にもそもそも反対されて、 なくせっていう部分があるでしょ。名前からあれして。
- 〇石川委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 そうですね。原発を止める活動をされています。
- 〇石川委員長 中野委員。
- ○中野委員 この二、三日前、金繁委員にもちょっと話したと思うんですが、この70%から80%いうあれですよね、この間、ある先生がテレビでちょっと見たんですが、この、その30年以内にそういうパーセンテージが、そもそも高知県の室戸の室津いうところの隆起した部分のあれだけをした算定で、全国、ほかの日本の中の全国の試算した部分に比べると、その計算でやっていくと、南海トラフ、30年以内に20%という数字になるらしいですね。そういうのを見ると、もうちょっとその辺を様子見て、その今先生が随分とこう、たけしのTVタックルでもなんか、ワカバヤシさんが言われたいけど、何かそんな話もあったいうで、同じテレビ局なのか、どうもそういう報道がここ最近ちょっとこう目にするので、そこら辺りを様子見て、本当にそこら辺り、そこら辺りなのかなという感じもありますし。県のほうもあれでしょ、元々策定しとるわけで、全然何もないわけでは、僕もあんまり勉強不足で詳しくはないんですが、そこら辺り、あまり議会として意見書という形で知事のほうに出すのもどうなのかないう部分もちょっと感じんわけでもないんですよ。だから、そういう部分もずっとちょっともうしばらく様子を見て、必要があるんじゃないかないう感じがします。はい。
- ○石川委員長 ほかに質疑ありませんか。

那須委員。

- ○那須委員 県のほうもちゃんと防災対策計画立てていますし、事業者は事業者で防災計画を作成しているんですよね。伊方原発だけではなくて、今治には石油の備蓄基地もありますし、それぞれの事業者が防災対策を打ち出しています。で、県のほうの地域防災計画がありますので、それで概ね両方でカバーできるんじゃないかなと。それぞれが機能すれば、改めて、複合災害時の対策を作るまでもないと私は思います。今のままで結構ではないでしょうか。
- 〇石川委員長 池田副委員長。
- ○池田副委員長 皆さんの意見に賛成なんですが、県のほうもまた多分準備を、今、能登半島地震 起きてから間もないんですので、準備のほうかかっていると思いますので、他の自治体等の動 向を見ながらもう少しじっくり検討すべきだと思います。

それに、各団体、各所で計画立てられておりますので、その動向を見るべきであると思います。で、県のほうがまた進めているということも聞いておりますし、それを待つべきだと思います。改めてここで意見書を出す必要はないのではないかと考えます。

以上です。

- 〇石川委員長 中野委員。
- ○中野委員 池田委員は言われたんでちょっとお伺いしますけど、僕も勉強不足やけど、こういうあれ、ほかの自治体はどうなっとるんですかね、御存じですか。自治体、出されているところは何かあるんですかね、愛媛県、県下。請願なり、採択されたとこなんかあるんですかね。どんな。
- 〇石川委員長 金繁委員。

- ○金繁委員 確認したところ、今回初めてこの請願を出すということで、実際に出した市議会等、いくつかあるんですけれども、例えば隣の宇和島市議会とかはちょっと期限に間に合わなかったので、6月議会に提出するということで、今回の3月議会と6月議会に分けて提出しているそうです。で、請願として審査になっているところがいくつだったかな、数か所ありました。東温とか、今治とか、新居浜でしたかね。
- 〇石川委員長 佐々木委員。
- ○佐々木委員 私も池田委員と同じ意見なんですが、他市町村の動向を見て、慌てず決めないけんことではないかと思います。まず、地震が起きて、愛南町はとにかく1か月間は孤立する地区であるので、まずは愛南町独自でその対策を今から、今後じっくり練っていかないけんのではないかと思います。

さっき4,000人というその避難者が愛南町に来る言われましたけど、なかなかそういう体制ができていなかったら4,000人も引き受けれないと思います。そこら辺から、愛南町自体はしっかりと防災対策が、やっぱりそういうことを決めていかないけんのではないかと思いますけど。さっき言うたように、他町村の動向を見て、じっくり決めていったほうがいいんじゃないかなと思います。

○石川委員長 ほかに質疑ありませんか。質疑がないようなので、御意見をお伺いしたいと思います。ほぼほぼ御意見は、質疑の中にあったようなので、採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手)

〇石川委員長 賛成少数ですので、不採択ということにこの請願はさせていただきます。

(発言する者あり)

- ○石川委員長 それでは、請願第2号、趣旨説明を紹介議員から、趣旨説明をお願いいたします。 金繁委員。
- ○金繁委員 それでは、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願について、説明 させていただきます。

これは、提出者はえひめミモザの会、松山の市民団体です。で、この請願の趣旨なんですけれども、短いので読ませていただくと、1999年に国連総会で、女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、同条約の選択議定書というのが採択されました。で、2022年9月現在、条約締結国189か国中115か国が批准しています。日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准して38年を迎えていますが、まだ選択議定書を批准していません。

選択議定書には、条約に定められる権利の侵害を個人などが国連の差別撤廃委員会に通報できる個人通報制度と、信頼できる情報を得た事案などについて同委員会が調査を行うことができる調査制度が規定されており、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たすことが期待されています。

昨年、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数 2023 では、日本は 146 か国中 125 位と低い状況にあり、男女平等社会の実現に向けたさらなる取組が急務となっています。

また、日本は国連女性差別撤廃委員会から、2003年、2009年、2016年と繰り返し選択議定書の批准を求められています。第5次男女共同参画基本計画では、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める、女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるというふうに政府も出しています。

請願事項としては、愛南町議会として、国に対し、司法制度や立法政策との関連課題等が解決されるよう環境整備を進め、速やかに女性差別撤廃条約の選択議定書を批准することを求める意見書を提出すること、です。

2ページ目に、これは松山市議会が昨年の9月議会で、全会一致でこれと同じ内容の批准を求める意見書を出しまして、可決されました、全会一致で。それを参考までに意見書案として掲載させていただいています。県内では、私の知る限りは、あと、昨年12月に内子町議会が採択しています、意見書も採択しました。で、政府も一応その2020年の第5次男女共同参画基本計画では前向きなことを言っていたんですけれども、なかなか進んでいないという状況で、公明党さんは、党としてこれを進めますと、選択議定書の早期批准を実現すること、ということで、これ、全ての女性のためのトータルプランのトップ、19項目ある中の1番目にも掲載して、非常に力を入れていらっしゃいます。ぜひ前向きに御検討くださいますようお願いいたします。

以上です。

〇石川委員長 説明が終わりました。それでは、委員から何か確認したいことがありましたら、これより質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

ちょっとその前に、先にいいですか。この意見書を提出するということなんですけども、この(案)では、誰宛てに意見書を出されようとしているのか、記載されていないんですが。 金繁委員。

- ○金繁委員 はい。宛先なんですけれども、議会で話し合って決めていただけたらと思います。ちなみに、松山市議会のほうは、衆参両議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣、これは男女共同参画の担当大臣ということで宛てていらっしゃいました。以上です。
- ○石川委員長 質疑ありませんか。

中野委員。

- ○中野委員 ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、2003年、9年、3回ですよね、日本政府が批准していない部分で、障害とか、どういう障害で、これは当たり前のことやと個人的には思うんですが、どうしてそれに批准に、同意しない、あれしないのか。どういう理由があってか御存じでしたらちょっと教えていただいたら。
- 〇石川委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 日本政府が選択議定書の批准をしない理由として言っていましたのは、これに批准すると司法権の独立を侵す可能性があるということでした。しかし、選択議定書は、国内的な救済措置が尽くされたことを前提として通報することになっている、すなわち日本国内で被害者が裁判に訴えて最高裁までいかないといけないんですね。なので、司法権の独立を侵す可能性はないですし、また、その意見とか勧告、その委員会が国、日本国に対して出してくる意見とか勧告に法的拘束力はないんですね。なので、それに従わないといけないということはないので、司法権の独立が侵されることはないのは明らかです。

以上です。

○石川委員長 ほかに質疑ありましたら。

那須委員、いいですか。

○那須委員 質疑はもうございませんよ。最初はね、金繁委員言われたように、司法権の独立云々があったんですけど、法的拘束力はないということで、私はもう、これに反対するものではないんです、私は、基本的にね。で、G7の中でも日本とアメリカ、アメリカそのもの、そもそも批准していないですから、G7の中では日本だけなので。これの中身はね、私は反対はしませんよ、中身はね。

(発言する者あり)

○石川委員長 質疑ありませんか。質疑はほかにありませんか。意見をお伺いします。

(発言する者あり)

〇石川委員長 池田副委員長。

- ○池田副委員長 内容としては確かに異論はないんですが、公明党の話が出ましたので、確かに松山市出しておりますので。それで、公明党としては、私自身の考えとしても、女性局のほうで、公明党の国会議員女性局のほうで、国のほうに、政府のほうに意見書を出しておりますので、それで改めてこちらからっていう必要性はそんなに、もう女性局のほうで十分に政府のほうには意向伝わっておりますので、もう少し動向を見ながらやるべきじゃないかと思います。動向見たほうがいいと思います。
- 〇石川委員長 那須委員。
- ○那須委員 私も、さっき言ったようにこれを批准するのに障害はないと思いますね。国際的な議論に積極的に参加して、例えば違反問題とかありますので、日本はその自分の見解を堂々と述べればいい、そういう場であるというふうに思います。

以前、橋本さんが男女参画型の大臣のときに、参議院の中で、これについて障害がないと、その基準については障害がないというふうに、で、窓口は外務省なので、外務省と一緒にやりましょうねという答弁をしたと思うんですね。ですから、国は恐らくこれから議論に入っていくものと思います。

で、今、自民党もぐちゃぐちゃになっとるのでどこまで進むか分かりませんが、そのスピードは分かりませんけれども、大臣もそういうふうな答弁をしていますので、今後の国の議論に期待したいと私は思っております。ですから、早急に議会として請願なり意見書なりを出すのは、少し早いかなというふうに思います。

- 〇石川委員長 佐々木委員。
- ○佐々木委員 私もこの請願に反対はしません。ただ、まだ愛南町議会としてはまだ内容、私もはっきり分かりません。まだ勉強不足で分かりませんので、今後勉強会などを開いて、ほかの市町村の動向を見極めながら決めていければいいんじゃないかなと思います。
- 〇石川委員長 中野委員。
- ○中野委員 僕、手挙げようと思ったんやけど、意志が弱いんで、そうなのかな、そういう考え方もあるのかなというか感じがしないでもないです。これ、どっちかに手上げんといかんですかね。まだ本当に勉強不足で、先ほど僕質問したように、那須委員ほどものも読まずにちょっとここに出てきたんですが、皆さんの意見がそうなら、もうちょっといろんな形で勉強して判断させてもらったら助かります。

以上です。

- 〇石川委員長 那須委員。
- ○那須委員 金繁委員、今、松山と内子。僕が知っている数字は64なんですよね、まだ地方議会でこれを意見書で出しているのはね。少ないなと思って、そんな64しかないんで、それからまた増えたんかなと思うんですけれども、現在はどんぐらいなんですかね。
- 〇石川委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 どれだけの自治体が意見書を出したかという集約をしている団体があるんですけれども、そこも受け身でやっていて、正確には把握していないんですが、今約130、今の段階で130は超えていますね。昨年の12月末時点で130だったと思います。
- ○石川委員長 皆さん、この個人通報制度と調査制度を認めた同条約の選択議定書、内容は確認されていないと思うんですよね。だから、私としては、やっぱ先ほど皆さんの御意見と同じで、勉強を進めて、それからということにすればいいんじゃないかなというふうに。この裏についている、3ページ目ですか、パンフレットだけでは、当委員会として採決までするというのはちょっとあまりにも乱暴かなということで、ほぼほぼ皆さんの御意見も頂いたので、今会期中に結論が出せないため、継続審査の申出を行うようにしたいと思いますが、よろしいですか。金繁委員。
- ○金繁委員 継続ということで、議長からもね、勉強会をというお話が出たので、でしたらぜひ、

この場で決めるのがまだ早いようでしたら、勉強会をしていただけたらと思います。

で、松山市議会も、この選択議定書に大変お詳しい射場和子弁護士、松山の方なんですけど、をお呼びして勉強会をした上で、全会一致で決めたということでした。ぜひ継続審議でするのであれば、その勉強会を、開催を要望いたします。いかがでしょうか。

○石川委員長 金繁委員からも、勉強会をして、より深く理解していくということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

(発言する者あり)

- 〇石川委員長 那須委員。
- ○那須委員 議会で最終的に採択、不採択決めるので、委員会はまあ、ほかの議員はいいですか。
- ○石川委員長 それでは、ほかの議員も入れた全員協議会か何かに諮って、勉強会の開催について 申出をしたいと思いますが。

本多事務局長。

- ○本多事務局長 そういった形で勉強会する場合、講師を呼ぶとなりましたら、いわゆる参考人というか、そういった形でお呼びすることになろうかと思うんですけども、それについては全協では呼べませんので、その方法についてはまた今後また検討させていただきたいと思います。以上です。
- ○石川委員長 ただいま、方法論については、いろいろちょっと手段を考えないといかんということなので、勉強会を開催する方向で検討したいと思います。よろしいですか。

(「お願いします」と言う者あり)

- ○石川委員長 第2号議案については、継続審査の申出を行うことといたします。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 請願第1号について、その報告書について、委員長に一任するのかどうか諮っていただきたいと思います。
- ○石川委員長 報告書について、委員長、副委員長に一任いただけますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

- ○石川委員長 一任ということで御了解いただきました。
- ○池田副委員長 皆様、御苦労さんでした。以上をもちまして、総務文教委員会を閉会いたします。

委員長